

千葉市人事委員会事務局業務委託希望型指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人事委員会事務局が発注する業務委託において、より透明性・競争性を高め、公正な競争を確保するため、業務委託ごとに、本市入札参加資格者名簿に登載されている業者から事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 希望型指名競争入札の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、原則として予定価格（単価契約にあつては、執行予定額）が100万円を超える業務委託とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第7号まで又は地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。

(参加資格要件)

第3条 希望型指名競争入札の参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (2) 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの
- (5) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- (6) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
- (7) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの
- (8) 千葉市入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (9) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- (10) 前各号のほか必要と認めて定める者

2 前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたときは、入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

- (1) 対象業務と同種業務の履行実績

(2) 技術者の配置

(3) 前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件

(参加資格要件の審査)

第4条 人事委員会事務局次長（以下「次長」という。）は、前条の規定により資格要件を設けようとするときは、その内容について、人事委員会事務局長の決裁を得るものとする。

(対象業務の公表)

第5条 次長は、対象業務を委託発注表（様式第1号）により公表するものとする。

2 前項の規定による対象業務の公表は、千葉市ホームページの入札情報等ポータルページへ掲載することにより行うものとする。

3 委託発注表により公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 業種

(2) 委託名

(3) 委託場所

(4) 委託概要

(5) 履行期間

(6) 資格要件

(7) 申込期間

(8) その他

4 対象業務の公表期間は、原則として5日間とする。ただし、次の各号に掲げる日（以下「市の休日」という。）は、公表期間に含めないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(入札参加申請の手続)

第6条 入札参加希望者は、対象業務について入札参加の申し込みをしようとするときは、希望型指名競争入札参加申請書（様式第2号。以下「入札参加申請書」という。）を提出しなければならない。

2 次長は、入札参加申請書の受付に際して必要があると認めたときは、履行実績に係る契約書の写し等の関係書類の提出を求めることができる。

(入札参加申請の期間)

第7条 入札参加申請書の申込期間は、原則として対象業務の公表を開始した日から公表の最終日までとする。

(指名業者の審査等)

第8条 次長は、入札参加申込書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、第3条に規定する参加資格要件を満たしている者について、指名業者として選定するものとする

2 次長は、前項の規定により選定された者の全てを指名するものとする。

(非指名通知)

第9条 次長は、前条第1項の規定により指名業者として選定しなかった者に対しては、その旨を非指名通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

2 前項の非指名通知書を受けた者は、当該通知があった日から3日(市の休日を除く。)以内に、非指名とした理由について、書面にて説明を求めることができる。

3 次長は、前項による請求があった場合は、回答通知書(様式第4号)により回答しなければならない。

(業者選定における希望申込業者の取扱)

第10条 資格要件を満たす希望申込業者が2社未満の場合は、希望型指名入札の手続きは中止し、改めて指名競争入札により実施するものとする。

2 前項の規定により指名競争入札に切替える場合において、希望申込業者が1社であったときは、指名業者選定に際し、当該希望者を原則として考慮するものとする。

(指名業者選定後の手続き)

第11条 第8条第1項の規定による指名業者の選定を行った後は、指名競争入札の手続きにより行う。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、人事委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

様式第2号

希望型指名競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 (印)
(担当者名)
(電話番号)

競争入札に参加を希望します。この申請書については、事実と相違ないことを誓約します。

希望業務委託名			
千葉市発注の 当該業種の 手持業務委託件数		当該業種の職員数	人
		他の官公庁発注の 当該業種の 手持業務委託件数	

同種業務委託の履行実績 (官公庁実績を優先)	
委託名	
履行場所	
発注者名	
契約金額	円
期間	年 月 日～ 年 月 日
受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資割合) %
委託概要	

- 注1 申請にあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ提出すること。
- 2 押印は実印・使用印等の届出印とする。
 - 3 受付時間を厳守すること。
 - 4 「同種業務委託の履行実績」欄は、前年度から過去5年以内に当該業務が完成し、引渡しの済んだ履行実績を記入すること。また、資格要件に同種業務委託の履行実績等を設けている場合には、資格要件に該当する同種業務委託を履行した実績を確認できる書類を添付すること。
 - 5 「委託概要」欄は、業務内容・規模等を記入すること。
 - 6 提出された申請書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものではありません。

非指名通知書

年 月 日

様

千葉市長

印

希望型指名競争入札に参加申込みのありました下記委託業務について、非指名といたしましたので、通知します。

記

1. 委 託 名

2. 非指名とした理由

なお、市長に対して非指名とした理由について説明を求めることができます。
この説明を求める場合には、年 月 日までに千葉市人事委員会事務局
へ、その旨を記載した書類を持参してください。

回 答 通 知 書

年 月 日

_____ 様

千葉市長

㊟

年 月 日付、貴社から希望型指名競争入札に希望いただいた委託について、非指名とした理由についての申し出請求がありました。結果について下記のとおり回答いたします。

記

1. 委 託 名

2. 非指名とした理由
